

明治六年政変後の政体取調

奥田晴樹

はじめに

明治六（一八七三）年一〇月の政変以後の政局において、一見急浮上してくる観のある政治的課題の一つに、立憲政体の導入問題がある。もともと、これは、政変以前から政府首脳部において論議されており、にわかに浮上してきた問題ではない。

少なくとも、それについては、三つの方向からのアプローチを認めることができよう。

一つは、大蔵大輔井上馨領導下の大蔵省が地租改正法案など、同省管掌下の統治諸領域の全面改革のための諸案を、国民代表原理の発想に立って審議に付すべく召集した大蔵省地方官会同である。これについては、すでにさまざまな視角から検討がなされている⁽¹⁾。

もう一つは、左院における立憲政体導入の一連の動きである。それは、「国会議院」開設への向けての取調、「国憲」の編纂に左院が取り組むことに、正院からゴー・サインをとりつけるところまでほごぎつけている。しかし、明治六年の五月一―一〇月の政変を惹起する政局の不安定さが、その順調な展開を阻んでいた。

三つ目は、米欧回覧から明治六年七月二三日に帰国した参議木戸孝允が、帰国後に正院内閣に提議したとされる「政規典則」の制定による五箇条誓文の「国是」拡充の意見書である。

左院と木戸の動きについては、先行の諸研究をふまえつつ、別途、若干の考察を試みている⁽²⁾。

また、政変以後においても、明治七（一八七四）年一月一七日の「民撰議院設立建白書」提出に先行して、政府首脳部は立憲政体の導入へ向けて始動している。すなわち、明治六年一月一九日に正

院内閣で、「専任」参議を選任して、その着手が決定された政体取調である。

これについては、従前の諸研究がさまざまに闡説してはいるもの⁽³⁾、それに向けての参議大久保利通の意見書も含め、十分にその全体像を解明したとは言い難い状態にあるやに思われる。大久保の憲法構想については、別途、検討を加えているので⁽⁴⁾、ここでは、政体取調それ自体について、考察を試みることにする。

一 政体取調の経緯

ここで、政体取調の経緯について、少しく立ち入ってみておきたい。明治六（一八七三）年一月一九日、大久保利通は、早朝六時に参朝して、政体取調に関する正院内閣での評議を提案した。そして、同日夕刻六時に、右大臣岩倉具視邸に参議らが集合し、評議を行い、参議の寺島宗則と伊藤博文の二名をその「専任」とすることが決まった⁽⁵⁾。

伊藤は、翌二〇日付で木戸孝允に発翰し、政体取調に関する木戸の所見を求めた書面を求めて、次のように述べている⁽⁶⁾。

先日申上置候政体上に付ての御見込御座候得ば、御書面に今令日中御廻しに相成申間布哉。先づ下調丈寺島、私兩人にて引受可申、其前に参議一同より見込書は皆兩人方へ相廻候筈に約し置申候。明日向人談合手順大路取極申度奉存候。

ここに、考証上の問題が若干存在している。「伊藤博文伝」には、この時の事情がこう説明されている（傍点は筆者）⁽⁷⁾。

かくて公は、翌二十日寺島と共に政体取調専任を命ぜられしか

ば、取敢へず木戸を訪ひ、政体に関する意見を提示せんことを求め、尚ほ書面を以て左の通り申入れた。

右の一文に続けて、前引の書翰が掲記されている。しかし、伊藤が、二〇日に木戸を訪ねて、その意見を聴取した上、即日発翰したものならば、どうして冒頭に、「先日申上置候政体上に付ての御見込御座候得ば」云々などという一文が登場してくるのだろうか。少なくとも、冒頭の一句は「本日」ないし「今日」でなくてはおかしい。また、すでに木戸の所見を聴取していたのならば、どうして「所見あれば」といった問いかけの文言を用いたのであるか。

木戸は、伊藤の要請に応え、二〇日付でその所見を認めた書翰を送っているが、同日付の伊藤宛書翰は二通あり、右はその第二信なのである。第一信の冒頭にはこう記されている(8)。

御手紙拝見。政体上云々兼而御晰いたし候外別に愚按も無之、尚熟考候而つまらぬ氣遣に而も有之候は、廉書になりともいたし御目に懸け可申候。

伊藤からの依頼状を読んだが、政体取調についての所見を求められても、「かねて」話してある以上の考えはないが、なお熟考してみれば、あれこれ配慮すべき点も気づくだろうから、箇条書にでもしてお目にかけてよう——といった文意であろう。この口吻からは、この日(二〇日)に伊藤と面談した上でのものとは、思えないのではなからうか。

もちろん、第一信と第二信の間に伊藤の訪問を受けたことも考えられるが、第二信の末尾に「客来つゞきに始終取紛文字之前後も不^少」などという一文を、当の来客の一人である伊藤に当てた書翰に書き記すだろうか。

それにしても、書翰冒頭の「先日」とはいったい何日のことなのだろうか。木戸の日記の十一月九日条には、「伊藤博文来て左の件々を相談せり」として、明治六年政変後の内政・外交上の諸問題について話し合われたことが列挙されているが、その中に「立法行政論の事」というのがある(9)。おそらく、この日が「先日」にあ

たるものと思われる。

また、書翰文中の「先づ下調丈寺島、私兩人にて引受可申、其前に参議一同より見込書は皆兩人方へ相廻候筈に約し置申候。」の部分は、一九日の岩倉邸での閣議の申し合わせ内容を報じたものと受け取れる文面となっている。さすれば、一九日の閣議に木戸は出席していなかったのだろうか。木戸の日記の該日条には、右の閣議に関する記述は出欠も含め、一切ない(10)。

このように考えてくると、次のような想定が可能となつてこよう。すなわち、伊藤は、木戸が欠席した一九日夜の閣議で、彼が専任者の一人となつて政体取調に着手することになり、九日の会談の際に木戸が立憲政体について話していたことを想起した。そこで、伊藤は、翌二〇日、木戸に発翰して、彼らの政体取調着手に先立って、参議一同が各自の所見をまとめて彼らのもとへ提出することを申し合わせた旨を木戸に伝え、次の日(二一日)から寺島と始める作業に間に合うよう、二〇日中にその所見を書面に認めてもらえないか、と依頼したのである。

いづれにせよ、木戸はこの依頼に即座に応じている。日記の該日条にはこうある(11)。

尋ねり依て政体上而已変換して其形美麗に相成候とも人智懸隔所詮俄に欧州文明の政府の如き事は實際六つヶ敷に付軽拳率行の弊を防ぎ制令に齟齬せず総て着実に帰し候処を只祈るとの主意にて及返答二三の考を陳候

一 會計裁判クルト Kont の如き也

一 国議院コンセンテターの如き也

一 司法省と裁判処と被分候事

一 教部省を被廢社と寺との寮を内務省中へ被置候て可然歟

と相考候事

一 官員總括撰拳偏頗に相成候弊を防ぐの方法正院の約束

一 太政大臣右大臣内閣議官当時は立法行法の権を束有する

と雖も他日は非元院下院の二院は不被差立ては不相成に付

一 他日可被差立の訳を以政府体裁中へ二院の名は被定置度事
建国の大法はデスポチックに無之ては相立申間敷疑相之懸
外に教育一般と兵制は容易にデスポチックは被止不申候
待詔院

是は名は何にてもよろしく候有功の士或は積年在上官し人
の退職後元老院中へ被加度事なれども未元老院を被設候処
に至故暫如此ものを被置候方可然歟

いずれ建国の大法確定不致ては大政府也地方也全備の良法は無
覺束候事

ここで、木戸は、彼我の「人智」の状態の差異を考慮せずに、ヨ
ーロッパの「文明の政府」の仕組みをわが国に軽率に導入すること
を戒めた上で、八ヶ条にわたる政府改革の大綱を提示している。そ
の内容は、①会計検査制度、②顧問機関の設置、③司法権の独立
（司法省と裁判所の分離）、④教部省の廃止と宗教行政の内務省担当
化、⑤官員選任の公正化（憲法と別立法化）、⑥将来不可避な行政
機関と立法機関の分離による上下両院開設に備えた両院の現政府内
への事前設置、⑦憲法および教育・軍事制度制定の欽定主義、⑧上
院（元老院）前身機関の存置である。

大久保意見書⁽¹²⁾とこれを比較してみると、前者には欠けている
次の三点が目につく。

第一に、会計検査制度や官員選任法といった官僚規制に関わる仕
組みを含んでいることである。

第二に、憲法や教育・軍事制度の制定にあたって欽定方式を主張
していることである。これは、別途検討した如く⁽¹³⁾、木戸がかね
て考えていたところのものである。

第三に、下院の開設を避け難いとみていることである。これは、
大久保と決定的に異なる点と言つてよからう。

この時点で、伊藤が大久保意見書をすでに掌中にしていたかどう
かはのちに検討するが、いずれにしても、立憲政体構想において、
明治六年一〇月政変後の政府の主導権を争う両巨頭の間、このよ

うな決定的とも言える差異が横たわっていることは、伊藤らの作業
の前途の平坦ならざるを予想させる材料である。

木戸が実際に伊藤宛に送った書翰⁽¹⁴⁾の文面には、右の日記中の
記述とは若干の異同が認められる。そのうちで、注目すべきは次の
三点である。

一つは、木戸が米欧回覧中に政体改革を考え始め、その考えを文
章化したことを述懐している点である。これは、前述の建言書の成
立経緯をうかがわせるものである。

もう一つは、木戸が元員整理をしきりと強調し、自分自身も政局
安定後にはその対象とすべきとまで言っている点である。この木戸
の辞意表明は、明治六年政変後の政府の主導権をめぐる大久保との
確執と彼自身の健康状態を背景に、繰り返されたものである⁽¹⁵⁾。
とまれ、この時点の木戸が官僚に対する規制を大変重視していたこ
とは、日記では上院の前身機関の存置の条項であった第八条が、諸
省の「割拠之弊」を除去する必要を説き、諸省の部局長の減員を求
める内容に入れ替わっているところでもわかる⁽¹⁶⁾。

三つ目は、日記で不分明な意味内容が書翰によって判明している
箇所がある点である。①日記の「会計裁判」は、「会計検査裁判」
となっており、会計検査制度を指すことがわかる。②日記の「国議
院コンセーター」は、「準議院」と名付けられ、「コンセーター」の
ようなもので、左院を改組してもよい、あることから、顧問
councillor 機関、つまり後年の枢密院の如きものであることがわか
る。ちなみに、イギリスの Privy Council (Privy Councillor) は、通例、
枢密院（枢顧問官）と翻訳されている⁽¹⁷⁾。

とまれ、こうして伊藤は、木戸の所見を記した書翰を受け取り、
いよいよ政体取調に着手するという段取りになったわけである。

二 福沢諭吉登用問題

伊藤は、寺島と政体取調のための最初の会合をもった十一月二二

日付で、前夜付の来翰への礼状を兼ねて、木戸宛てに発翰し、その冒頭で次のように述べている(18)。

昨日申上置候政体変制之御高案廉書御送被下難有拜読仕候唯今は諸彦之高説を集合仕候て如何程之変革實際上に被行可申乎寺島氏と商議仕見其上にて公然取懸可申心得に御座候

伊藤は、政体取調の作業のすすめ方を、木戸にこう説明している。

①まず、一九日の閣議で申し合わせた参議一回の意見書提出を待つ。
②それらが集まった段階で、それらを検討して、どれほどの「変革」(政体改革)が実際にできるものか、寺島と協議する。③そこでできそうだとの見通しが立てば、「公然」とそれにとりかかると。

ここで、あらためて確認しておくべきは、政体取調の本格的着手の前提として、参議一同の意見書提出の申し合わせがあったことである。そうであればこそ、伊藤は、一九日の閣議に欠席した(と推定される)木戸に、右の経緯を説明し、その所見の書面提出を求めたのである。この意見書の一つが、前述の大久保の憲法意見書であることは、まちがいないとみてよからう。問題は、伊藤がいつそれを掌中に収めていたかである。

伊藤は右の書翰をこう続けている(19)。

最初私一人選任にて諸学士其外実務熟達之士を撰ひ総括衆議を尽し撰定仕候ては如何と大久保氏杯之按も御座候処兎ても其任に非ずと自承知候に付寺島を重に担当為仕先つ下組を致置候て終二は可なり之体裁出来可申乎否を見出し可申と奉存候

伊藤の専任決定の経緯がここで語られている。当初、伊藤一人を専任として、これに専門の学者や実務家をつけて、政体改革案をまとめさせる、という大久保の案が出された。しかし、伊藤は、とてもその任ではない」と引き受けるのをしぶったようである。そこで、寺島と二人でやることに決まったのである。もつとも、伊藤自身のスタンスとしては、あくまで寺島を上に乗せて、自分は実務的な作業に徹して、この政体改革がかなりの「変革」をもたらすところまですすめるのかどうか見極めてみよう、というものであった。

ここでは、政体取調について、伊藤がきわめて慎重な姿勢で臨んでいることに留意しておきたい。

この伊藤の慎重姿勢は、木戸が書翰の中で「今日之品位に而は幾度体裁而已美麗に変換相成とも人智と懸隔有之候ときは其益も有之間敷」(20)と指摘しているのを受けて、こう述べているところにもあらわれている(21)。

高論之如くとても充分なる事は出来不申人民之賢愚は暫く差置役人之智恵も人情世態に適するや否を見るに足り不申実恐悚に不堪候

木戸が政体改革を「人智」に相応する形ですすめる必要を説いたのを受けて、伊藤は、とても十分なこととはできまいと政体改革について悲観的な見通しを述べ、その理由として、人民の「賢愚」の問題はしばらくさておくとした上で、役人の「智恵」が「人情」や「世態」とかみあっていないことを挙げている。ここでは、大久保が政体を成り立たせる四つの契機を挙げ、中でも「人情」と「風俗」をとくに重視していたことを想起しておきたい。さすれば、右の伊藤所論が、大久保の所説に用語も含め、きわめて近似していることに気づくであろう。

こう考えると、この時点(二一日)で伊藤はすでに大久保意見書を掌中に収めていた可能性が高くなる。そうであるとすれば、民撰議院(下院)開設を全く想定していない大久保の構想を既知のものとしていた伊藤は、それを不可避視する木戸の所見に接して、両者の決定的差異に気づいたのではなからうか。米欧回覧時の対米条約改正交渉の一件で、木戸からその「軽率」さを厳しく叱責された前歴をもつ伊藤であった(22)から、今回は慎重を期しているということも考えられるが、右のように考えれば、彼がいきおい慎重になつたのもうなずけるのではなからうか。

伊藤は木戸宛ての書翰で、福沢諭吉などを登用して政体取調をすすめては、という大久保の案があることを紹介し、これにも慎重な姿勢を示している(23)。

大久保氏之論に此取調には福沢諭吉亦も組込候而は如何と申見込も御座候処私に更に不同意無之至極宜敷候得共是等之人物を組込候時は必ず其人之識見と道理を以て論し候事は政府に於不採用は却て其人をして望を失せしむる之憂を生ずべき乎制度上姑息論無之真に實際に適し道理にも不悖支け之根法を取建可申一同之はまり込なればよろしかるべきと存候

伊藤は、大久保の福沢登用案について、反対ではなく大変結構なことだとしつつも、彼のような識者を作業に参加させれば、当然その見識に相応しい主張をするだろうが、政府がそれを採用しなかつた場合は、彼らを失望させる危惧がある、と指摘している。そして、福沢などを参加させるならば、彼らが説く立憲政体構想にひけをとらず、わが国の実情とかがみあつた政体改革の構想で、参議一同の意見がまとまっている必要がある、そうなればよいのだが……、というのである。

ところで、大久保はなぜ福沢を登用しようとしたのだろうか。大久保は、その憲法意見書の第二部分で、当時のわが政体を、彼が分類した三つの政体を「斟酌折衷」したものだ、との見解を提示している。既存の政体を認識するにあつて、分類された複数の政治の態様を理念的に用いて、それらのいくつかの混合形態として対象を把握する方法は、福沢諭吉が当時のイギリスについて写本「西洋事情」で用い、ついで刊本「西洋事情」初編でも踏襲したものである⁽²⁴⁾。大久保は、対象は異なるものの、この福沢と同様の方法を採っているわけである。また、その含意するところのものの考察をしばらく脇においての話だが、イギリスを手本として政体改革をすすめるという一点では、両者の共通性を認めることができよう。さらに言えば、大久保の政体認識には、別途に縷々検討したように、福沢の言説の影響を少なからず見出し得るのである。

かかる事情を念頭におくと、大久保が政体取調にあつて福沢を登用してはどうかと、伊藤に提案したことも、さほどに唐突の感を受けまい。

しかし、立憲政体構想の内容に即してみれば、民撰議院や国民の権利などの問題で、大久保と福沢の間には決定的な差異が存在することもまた確かである。伊藤は当然、それに気づき、大久保の福沢登用案に慎重な態度をとることになつたのであろう⁽²⁵⁾。

伊藤の書翰を受け取つた木戸は、二二日付で返翰する。その冒頭で、福沢登用案について、次のように懸念を表明している⁽²⁶⁾。

昨日御答書拝見。福沢云々於第も不同意無之候得共、学者之所見と實際之情感と齟齬いたし候事不少、故に卒然これ等之事を相はかり候も如何可有之哉。

福沢登用案に反対ではないが、学者の所見と現実とが齟齬するところは少なくないので、政体取調に参加させるのはどうかと思う、というのである。そして、政体取調は「デスポチック」にやるほかはないと説く⁽²⁷⁾。

欧米政府之体裁は一通り之西洋学者は通知いたし居候へども、必竟我此人民に適する哉否之加減を考味候而實際上へ切実なる諸彦之思食に候へは、一昨日も申進候通在要路而現に此人民を取扱候人々之誠心に而料理有之候外いたし方有之間敷、是等之事はデスポチックに無之而は所詮六ヶ敷と相考申候。

学者は、欧米諸国の政体については一応の知識は持つていようが、わが国の人民に適する形でそれをどう導入していくかということ、は、実際に人民を統治している政府首脳部でなければ判断できないはずだ。だから、政体取調は「デスポチック」にやらねば、かえつて難しくなるだろう、という。さらに、木戸は、「学者」の利用法について、次のような基本的な立場を表明する⁽²⁸⁾。

学者之説は実に銘説不少候得ども、欧米之学者に出会候気味も有之、此人民へ比較候而相考候ときは直ちに難用事も不少、一旦また其人へ真に相談候ときは多少其説も不用而は望を失し候気味も有之、終に公事よりも私事之為に被妨候弊不少、故に学者之説は在今日而は広くもとめて取捨するまで之事に可有之歟。

「学者」の所説には感銘を受けるものも少なくないが、なんとなく欧米の「学者」の話を聞いているような感じがする、と感想を述べている。木戸は、ここで福沢と会談した際の印象を語っているものと思われる⁽²⁹⁾。そうした感想を前提にして、「学者」の卓説もわが人民の現状を考慮すると、直ちには採用し難いものもある、と指摘している。そして、特定の「学者」に相談しながら、その所説を全く採用しないというのでは当人を失望させることになるし、それを回避しようとすると、国家の大事に私情をさしはさむことになりかねないとする。木戸は、結論として、「学者」の所説は、現状では、特定のものに偏らず、広く求めた上で取捨選択していくのがよからう、と伊藤にアドバイスしたのである。

さらに、木戸は、自身の経験を語って、「学者」の所説と政治的現実との乖離を強調している⁽³⁰⁾。

過日西村なるものへ議院之談に及び(華族連立之爲め)候処、直ちに則今より華族と士族(一県二人)とを召集し立法之大議院相立度と申、取調らへいたし候。かゝる事が容易に成就候位に候へは決而如當時つまらぬ混雑も無之、考之如此折ふし齟齬有之候には困り申候。

先日、西村某に華族を引き立てるための「議院」開設について語ったところ、さっそく、華族と士族(各県二名ずつ選出)の議員からなる「立法之大議院」を開設する案を作ってきた。こんなことが簡単にできるくらいなら、政変などおこるはずもない。このように「学者」の考えと現実とはしばしば食い違いを生じるのには困ったものだ、というのである。

この一件は、少し逆のほって、その経緯を確かめておく必要がある。木戸は、政変前の九月六日、旧主毛利元徳夫妻を高輪邸に訪問し、「華族集会」について意見を陳べている⁽³¹⁾。そのねらいはこうだった⁽³²⁾。

当時の華族自己の責を不思無益の交際に時日を消せり依て各互に其責を論窮し国家の為に尽力するの志を起さんことを欲す故

に華族の集会へ議長を定めんとす

華族に責任を自覚させるために、「華族集会」を開き、自分たちの責任について論議させようというわけである。その後、政変(一〇月二三―二四日)直後の一〇月二五日、木戸は、西村茂樹の訪問をうけ、「華族集会」について話し合っている。日記の該日条にはこうある⁽³³⁾。

横山孫一^(二)西村茂樹を同伴せり元老院を起し維持の一具となさんと欲し曾て高輪邸に至從三位公へ建言せり然るに西村亦此志ありと聞依て相談論せり

ここで、先の伊藤宛て書翰に登場する「西村」が西村茂樹だったことがわかる。また、「華族集会」開設案の真のねらいが「元老院」開設の準備にあったことも明言されている。そして、一〇月三〇日、西村が「華士院」開設案を持参してくるのである⁽³⁴⁾。西村はわずか数日での案を作ってきたわけだが、木戸はその拙速ぶりにあきれたのだから。そこで、前引のような酷評となったと思われる。

結局、福沢登用案はこれで立ち消えになったようである。政体取調の専任者である伊藤が慎重論をとり、提案者である大久保と政府の主導権を争う立場にある木戸がそれを強く支持したのであるから、当然の成り行きだとみてよからう。

ここまでのところで確認しておきたいのは、次の二点である。

第一は、木戸は、政体取調着手はもとより、政変以前から「元老院」開設へ向けて、具体的な行動をおこしていたことである。つまり、彼の構想は、机上論にとどまらず、その政治的実現の途へと踏み出しかけていた、とでも評すべきだろうか。政体取調は、こうした動きを包摂し、正院内閣で合意された内容と道筋での政体改革へと一本化して行く役割をはたすことになると言えよう。換言すれば、政変前後に政治的分裂状態に陥っていた政府首脳部の政治的再統合を、政体改革問題という領域についてはかろうとしたものが、政体取調であったと考えられるのではなからうか。

第二は、政体取調における「学者」の位置づけが、福沢登用問題

の顛末を通して、木戸と伊藤の間に明確な共通了解が成立したことである。要するに、それは、「学者」の知見は吸収するが、その採否は政治的判断によるべきで、そのため吸収段階からフリー・ハンドを保っておかねばならない、というものである。そして、その判断の基準は人民の「開化」の状態におかれる。そこでは、被治者である民衆の「開化」の状態は、統治集団のトップにある政府首脳部こそが、他の誰よりも見極め得る立場にあるのだという「自負」が、暗黙の前提をなしていると言えよう。

三 「学者職分」論争

木戸と伊藤が政体取調における位置づけを論じている福沢をはじめとする「学者」とは、幕末以来、立憲政体の導入を提議し、明治七（一八七四）年二月に正式に発足する明六社へと結集していく識者たちのことであつたと考えられる。ただし、木戸に引き合いに出されて酷評された西村茂樹こそ、森有札の呼びかけに応じて、旧幕臣系の「学者」たちを明六社に参加させていったオルガナイザーだつた⁽³⁵⁾。

福沢は、明治七（一八七四）年一月に刊行した「学問のすゝめ」四編を「学者の職分を論ず」と題し、その冒頭で以下の論述をすすめる立場を、次のように表明している⁽³⁶⁾。

一国の全体を整理するには、人民と政府と両立して、始て其成功を得可きものなれば、我輩は国民たるの分限を尽し、政府は政府たるの分限を尽し、互に相助け、以て全国の独立を維持せざる可らず。

福沢は、「国家の独立は政府と人民の協力なしには維持できないとし、自分は国民の立場でその責任をはたす、という。

その立場から、わが国の「開化」の現状に厳しい評価を下し、その原因を政府の統治姿勢に求めている⁽³⁷⁾。

○政府一新の時より、在官の人物、力を尽さざるに非ず、其才

力亦、拙劣なるに非ずと雖ども、事を行ふに当り、如何ともし可らざるの原因ありて、意の如くならざるもの多し。其原因とは人民の無知文盲、即是なり。政府既に其原因の在る所を知り、頼りに學術を勧め、法律を講し、商法を立るの道を示す等、或は人民に説諭し、或は自ら先例を示し、百方其術を尽すと雖ども、今日に至るまで未だ実効の挙るを見ず。政府は依然たる専制の政府、人民は依然たる無氣無力の愚民のみ。或は僅に進歩せしことあるも、これがため勞する所の力と、費す所の金とに比すれば、其奏功見るに足るもの少なきは何ぞや。蓋し一国の文明は、独り政府の力を以て進む可きものに非らざるなり。

○人或は云く、政府は暫く此愚民を御するに一時の術策を用ひ、其智徳の進むを待て後に、自から文明の域に入らしむるなりと。此説は言ふ可くして行ふ可らず。（中略）今、一時の術策を用て下民を御し、其知徳の進むを待つとは、威を以て人を文明に強ゆるもの歟、然らざれば欺て善に帰せしむるの策なる可し。政府威を用れば、人民は偽を以てこれに応ぜん、政府欺を用れば、人民は容を作てこれに従はんのみ。これを上策と云ふ可らず。假令ひ其策は巧なるも、文明の事実にして益なかる可し。故に、世の文明を進むるには、唯政府の力のみならず、

「学問のすゝめ」の初編から三編までは、民衆に向かつて自立自尊を説くことに終始し、明治新政府に対する批判的な言及は一切なかつた。そして、三編の末尾はこの一文で結ばれている⁽³⁸⁾。

今の世に生れ、苟も愛国の意あらん者は、官私を問わず、先ず自己の独立を謀り、余力あらば他人の独立を助け成す可し。父兄は子弟に独立を教へ、教師は生徒に独立を勧め、士農工商共に独立して、国を守らざる可らず。概してこれを云へば、人を束縛して独り心配を求るより、人を放て共に苦楽を与にするに若かざるなり。

「愛国」の志ある者は、自己の「独立」をはかり、四民すべてが

「独立」して国を守らなければならない、と国民に熱烈に語りかけられている。わが国の「独立」確保の問題こそは、旧幕臣の「学者」である神田孝平にとつて、旧幕府か新政府かの差異を超越する決定的な政治的価値であり、そのことの信条表明の後、神田は新政府に出仕したのである(39)。ちなみに、「学問のすゝめ」の三編は、明治六(一八七三)年一二月に刊行されており、前月に刊行された二編との関係を考えて、その執筆は一月と見られ、福沢登用案が大久保・伊藤・木戸らの政府首脳の間で論議されていた時期と重なっている。福沢自身がそうした事情を知っていたかどうかはさておいても、三編の末尾までの論述には、神田と同様、「独立」を回路とした政府との接統の可能性を示唆してはいまいか。

ところが、翌月刊行の四編では、政府を「依然たる専制の政府」とし、政府の「開化」政策はそれに費した労力と資金に見合っただけの成果を収めず、人民は「依然たる愚民」の域を脱していないと断ずる。そして、その原因を、わが国の「開化」を政府の「術策」にまかせるといふ、木戸流に言えば「デスポチック」なやり方にあると指摘したのである。つまり、「開化」は「デスポチック」にやらねばうまくいかないのではなく、「デスポチック」にそれをやろうとしているから、うまくいっていないのだ、というのである。この論旨は、福沢登用問題で成立した伊藤と木戸の共通了解に対する、真向うからの反論となつていたのである。もともと、ここでは、両者の論理的関係の指摘にとどめ、四編が伊藤・木戸への反論であつたとの判断は、福沢が自分の登用問題を知っていたかどうかという肝心の検討を脇に置いているので(40)、ここでは留保しておきたい。福沢は、四編のそのあとでいよいよ本論の「学者職分」論を展開し、発足したばかりの明六社の同人間に「学者職分」論争を惹起したのである(41)。福沢所論の概要は、「本論に付二、三の問答あり、依てこれを巻末に記す。」(42)と前置きした「付録」の問答に整理されている。

第一に、政府に依存して「開化」を推進しようとする考えがある

が、維新以来の経験に鑑みると、政府にのみ依存するのは有効ではなく、民間の「開化」事業をおこすべきだ(43)。

其一に云く、事を為すは有力なる政府に依るの便利に若かずと。答云く、文明を進むるは独り政府の力のみには依頼す可らず、其弁論既に本文に明なり。且政府にて事を為すは、既に数年の実験あれども、未だ其奏功を見ず、或は私の事も果して其功を期し難しと雖ども、議論上に於て明に見込あれば、これを試みざる可らず。未だ試みずして先づ其成否を疑ふ者は、これを勇者と云ふ可らず。

第二に、有能な人材を政府に集中させるべきだという考えがあるが、現在の政府は官員が多すぎるし、民間で活動しても、その人材が日本の役に立つことにはかわりない(44)。

二に云く、政府、人に乏し、有力の人物、政府を離れば、官務に差支ある可しと。答云く、決して然らず、今の政府は官員の多きを患るなり。事を簡にして官員を減ずれば、其事務はよく整理して、其人員は世間の用を為す可し。一挙して兩得なり。故さらに政府の事務を多端にし、有用の人を取て無用の事を為さしむるは、策の拙なるものと云ふ可し。且此人物、政府を離る、も、去て外国に行くに非ず、日本に居て日本の事を為すのみ、何ぞ患るに足らん。

第三に、民間に有能な人材が集まれば、政府の權威を失墜させることになるという考えがあるが、両者は異なる立場からともに「全国」の便利」をはかつており、実際には協力関係にある(45)。

三に云く、政府の外に私立の人物集ることあらば、自から政府の如くなりて、本政府の権を落すに至らんと。答云く、此説は小人の説なり。私立の人も在官の人も、等しく日本人なり。唯地位を異にして事を為すのみ。其実は相助けて、共に全国の便利を謀るものなれば、敵に非ず真の益友なり。且この私立の人物なる者、法を犯すことあらば、これを罰して可なり。

第四に、官員であることをやめてしまうと、生活できなくなると

いう考えがあるが、政府でも民間でも、収入はその働きにふさわしいものが得られなければならない、官員としてその働きに不相応な給料を得てぜいたくをしながら政治談議にふけるような者は、自分の友人とは認めない(46)。

四に云く、私立せんと欲する人物あるも、官途を離れば他に活計の道なしと。此言は士君子の云ふ可き言に非ず。既に自ら学者と唱て天下の事を患う者、豈無芸の人物あらんや。芸を以て口を糊するは難きに非ず。且、官に在て公務を司るも、私に居て業を営むも、其難易、異なるの理なし。若し官の事務易くして、其利益、私の営業よりも多きことあらば、則ち其利益は、働きの実に過ぎたるものと云ふ可し。実に過ぐるの利を貪るは、君子の為さざる所なり。無芸無能、僥倖に由て官途に就き、漫に給料を貪て奢侈の資と為し、戯に天下の事を談ずる者は、我輩の友に非ず。

こうした福沢所論に対して、幕末以来の立憲政体導入論の、福沢と並ぶトレーガーである加藤弘之は、明治七(一八七四)年三月刊行の『明六雑誌』第二号に、「福沢先生ノ論ニ答フ」と題して寄稿し、次のように批判を加えた(47)。

先生ノ御論ニテハ、内養へ先生論ズル所即政府官吏ノ理治へ外刺(即人民ノ政府フ刺衝スルコト)相平均セザル可ラザル内ニモ、外刺ヲ以テ殊ニ緊要ト被致候様ニ相見へ候。(中略)洋学者官ニ就クハ甚ダ不可ナル様ニ云ハレタレドモ、愚見ニテハ、内養外刺共ニ肝要ナル内ニモ、当今ノ如キハ内養ハ更ニ肝要ナル可シト思フナリ。就テハ洋学者タル者、其志ス所ニ從テ官務ニ従事スルモ決シテ不可ナルコトハナカル可シ。

政府の指導と人民の支持は「開化」をすすめる上で、バランスをとってともに行われねばならないが、福沢は後者の方を緊要だと考えているようにみえる。その立場から、洋学者が官途に就くことを大変よくないことのように言っている。しかし、現在は政府の指導の方がより肝要だと思われるので、洋学者が官途に就くのは差支

えない、という。

ここで、加藤は、「開化」の推進には政府・人民双方のアクションが必要だとする福沢所論の前提に賛同しつつも、福沢が政府側からのアクションばかりで効果があがっていないとの現状認識を批判か

ら、人民側のアクションをおこす必要があり、それをリードする立場にある洋学者の目が政府の方にはかり向いていることを厳しくたしなめたのに対しては不同意を表明している。そこには、現在は政府からのアクションがより肝要だという現状認識を肯定が横たわっており、その限りでは木戸や伊藤と実践的には同一の立場に立っているわけである。

こうした加藤所論は、立憲政体の導入という点に即して見てみた場合、現実的な根拠をもっていた。加藤は、左院の職制と事務章程が全面改正された(48)明治七(一八七四)年二月一二日付で、宮内省四等出仕に加え、左院一等議官の兼任が命ぜられている(49)。この時点で、表に示した如く、加藤は唯一の一等議官であり、左院では副議長の伊地知正治に次ぐ地位に就いたのである。もともと、加藤は、在任わずか一〇日で「依頼免兼官」となっているが(50)、宮島誠一郎によれば、正院の参議寺島宗則・伊藤博文や左院の副議長伊地知正治・二等議官松岡時敏らとともに、「国憲」編纂に従事したという(51)。いずれにせよ、「学者職分」論争がはじまった時点

左院の議官(明治7年2月12日現在)

議 長	(欠 員)
副 議 長	伊地知正治
一 等 議 官	加藤 弘之
二 等 議 官	伊丹 重賢、西岡 遼明、松岡 時敏、 細川潤次郎、高崎 五六、小松 彰
三 等 議 官	大給 恒、永井 尚志、宮島誠一郎、 生田 精
四 等 議 官	藤沢 次謙、丸岡 莞爾、中井 弘、 海江田信義、戸田(尾崎)三良
五 等 議 官	北沢 正誠、横山 由清、中金 正衡、 増田 長雄、安川 繁成、鈴木 貫一、 馬屋原 彰、依田 薫、矢島 直方
二等書記官	本田 親雄(前任四等議官)

(注)『補任録』81~82頁により作成。

で、加藤が政府首脳部における立憲政治導入の動きに、直截的に関わる立場にあつたとみてまちがいないさうである。これは、政体取調への登用案が頓挫した福沢とは、まことに対照的である。こうした現実における立場の相違が、右のような意見の対立と全く無関係だつたとは言えないだろう。

このように、この「学者職分」論争は、明治六年政変後における政府首脳部の政体取調という形で、幕末以来の立憲政体構想における政治的実現の途に踏み出し始めるかにみえた、まさしくそのとき、その動きへの実践的関わりから、惹起されたものとも考えられる。少なくとも、福沢と加藤の間にそれに関する限りは、直截的にはそうした性格のものであつたと考えられるのでなからうか。

してみれば、この論争は、幕末以来の立憲政体構想に思想的分解の徴候があらわれたことを物語っていることとなる。その思想的分解は、政治的実現の道筋についての見解の相違から、やがて構想内容そのもの、そしてそれを基礎づける国家—政治—社会理論の分岐へと拡がっていくであろう。

実際、加藤は、福沢所論が政治思想次元での問題性をはらんでいるとし、次のように批判している(52)。

先生ノ論ハリベラールナリ。リベラール決シテ不可ナルニハアラズ、欧州各国近今世道ノ上進ヲ裨補スル、最モリベラールノ功ニ在リ。去レドモリベラールノ論甚ダシキニ過ルトキハ国権ハ遂ニ衰弱セザルヲ得ザルニ至ル可ク、国権遂ニ衰弱スレバ国家亦決シテ立ツ可ラス。(中略)内養ヲ輕シト為シ外刺ヲ重シト為ス甚ダシキニ至ルトキハ、遂ニ此リベラール党ノ論ニ帰スルノ恐レナキ能ハズ。

福沢所論を「国権」を衰弱させ国家の「独立」を危うくするおそれのある「リベラール党ノ論」につながりかねないと指摘している。ここで、注意しておきたいことは二つある。

一つは、政治的党派性を帯びた欧米政治思想についての知識に依

拠し、それとの比較で福沢所論を位置づけ、その当然の論理的帰結ではあるが、「党派性暴露」の論争戦術を採っていることである。このことは半面、加藤自身が非「リベラール党」に立つことを信条表明したことにもなるのである。

もう一つは、政治思想を評価する価値判断の基準を「国権」においていることである。これは、前述の如く、福沢が「独立」をしきりと強調していたことを逆手にとつたという論争戦術次元の問題のみにとどまらない意味を持つていようだろう。神田孝平のように、「独立」が朝幕間の対立を止揚する政治的価値と位置づけられ、旧幕臣から新政府官員への転身を正当化する(53)という事情が、神田とは旧幕以来の同僚で、ともに明六社に加わっている(54)加藤の場合にも成立しているであろうことは十分に想定し得る。

元来、加藤の立憲政体構想は、「独立」確保のための民衆統合の手段として発想された面と、それ自体を「公明正大」な政体として理想視する面とが、分ち難く結びついて成り立っていた(55)。ここでは、そのうち前者の面が強く押し出されているわけである。もつとも、この時点の加藤は、依然として、後者の面も把持し、翌明治八(一八七五)年刊行の「国体新論」での激しい「国体」論批判に(56)みられるように、それを公然と主張してもいるのである。

四 民撰議院論争

政府首脳部による政体取調が開始されて二カ月余を閲した明治七(一九七四)年一月一七日付で、下野四参議らにより「民撰議院設立建白書」が提出された(57)。これと政体取調との関係を検討する前に、その内容を一瞥し、あわせて加藤弘之の建白書批判を素材として、その立憲政体構想としての歴史的位相を考えておきたい。建白書の本文が冒頭、次の一文で始まることは、あまりにも著名である(58)。

臣等伏シテ方今政權ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、

下人民ニ在ラス、而独有司ニ帰ス。

現今の政權を「有司」が独占掌握するものと断定した上で、このままでは「国家土崩ノ勢」となることを危惧し、その対策を民撰議院の設立に求めたのである(59)。

因仍改メズ、恐クハ国家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已。則有司ノ権限ル所アツテ、而上下其安全幸福ヲ受ル者アラン。

建白書は、政府が民撰議院を設立しなければならない政治原理上の理由を三点にわたってあげている。

第一点は、人民の租税共議権である(60)。

夫人民、政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス。

第二点は、政府の存在目的である(61)。

且夫政府ノ職、其宜シク奉ジテ以テ目的トナス可キ者、人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ。(中略)然ラバ則、今日我政府ノ宜シク以テ其目的トナス可キ者、則民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ并知シ、天下ノ事ニ参与シ得セシムルニ在リ。

第三点は、政府強化の方策である(62)。

夫政府ノ強キ者、何ヲ以テ致スヤ。天下人心皆同心ナレバ也。(中略)今民撰議院立ルハ、則政府人民ノ間、情実融通、而相共ニ合テ一体トナリ、国始メテ可以強、政府始メテ可以強キナリ。

民撰議院の設立は、租税共議権の政治原理に立てば不可避なものであるばかりでなく、政府の存在目的である人民の進歩を促し、また人民の支持を調達して政府の強化に役立つといった効用があるというのである。

建白書は、また、その民撰議院即時開設論に反対する議論にも、

あらかじめ反論を展開している。そこでは、二つの反対論が想定されている。

ひとつは、時期尚早論である(63)。

今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰、我民不学無智、未ダ開明ノ域ニ進マズ、故今日民撰議院ヲ立ル尚応ニ早カル可シト。(中略)甚シキハ則、今遽カニ議院ヲ立ルハ是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ザルノミト謂ニ至ル。

これへの反論は、人民を「学且智而急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即民撰議院ヲ立ルニ在リ。」(64)という効用論である。そして、その根底にひそむ人民蔑視を、次のように剔抉する(65)。

噫何自傲ノ太甚シク、而其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ。有司中智功固リ人ニ過グル者アラン。然レ共安ソノ学問有識ノ人世復諸人ニ過グル者アラザルヲ知ランヤ。蓋シ天下ノ人如是蔑視ス可ラザルナリ。若シ将タ蔑視ス可キ者トセバ、有司亦其中ノ一人ナラズヤ。然ラバ則均シク是不学無識ナリ。僅々有司ノ専裁ト人民ノ輿論公議ヲ張ルト、其賢不肖果シテ如何ゾヤ。臣等謂フ、有司ノ智亦之ヲ維新以前ニ視ル、必ラス其進シ者アラン。何トナレバ則、人間ノ智識ナル者ハ必ラス其之ヲ用ルニ從テ進ム者ナレバナリ。

たしかに有司の中にはすぐれた識者もあるが、在野にも同様の人材がいることを知らないのか。有司もまた国民であり、その国民全体を蔑視するならば、有司も蒙昧の一員と言わなければならなくなる。知識に大差がない以上、少数有司の専裁と、人民の公議輿論との、いずれが賢明な判断に達し得る途であるかは自明だろう。そもそも、有司の知識自体、維新前と比較すれば進歩しているにちがいない。ただし、人知は使用によって進歩を遂げるものだからである。それ故、民撰議院を開設して、人民にその知識を使用させ、進歩させる道を拓くべきだ、というわけである。啓蒙の発想が人民蔑視と裏腹の関係にあることを鋭く嗅ぎとっているところは注目に値しよう(66)。さりとて、自らを啓蒙を超越した境地においているわ

けではなく、啓蒙と参政の關係を段階論でとらえず、併進論をとつて相乗効果を期待するにとどまっている。

そこで、もうひとつの漸進論が反論の対象となつてくる(67)。

有司ノ説又謂フ、欧米各国今日ノ議院ナル者ハ一朝一夕ニ設立セシノ議院ニ非ラズ、其進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ故、我今日俄ニ之ヲ模スルヲ得ズト。

反論は、進歩を自然成長に委ねるのなら、政府の仕事はなくなる、という政府の役割(存在目的)論である(68)。

夫レ進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者、豈独リ議院ノミナランヤ、凡百学問技術機械皆然ルナリ。然ルニ彼レ數百年ノ久シキヲ積ンデ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク皆自ラ之ヲ經驗發明セシナレバナリ。今我其成規ヲ損ンデ之ヲ取ラバ、何企テ及ブ可カラザランヤ。若我自ラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ待チ然後我始メテ蒸氣機械ヲ用ルヲ得可ク、電氣ノ理ヲ發明スルヲ待チ然後我始メテ電信ノ線ヲ架スルヲ得可キトスル乎、政府ハ応ニ二手下スノ事ナカル可シ。

漸進的展開をみたのは、なにも議會制度に限らず、およそ学問・技術・機械など、いずれをとつてもそうである。欧米各国では、數百年の歲月をかけて、ひとつひとつ経験や發明を積み重ねて、今日の文明を築き上げてきたのである。わが国はその成果を撰取することとて、文明開化を遂げられるにちがいない。しかるに、自前で蒸氣機関や電氣を發明するのを待つて、それから蒸氣機関で作動する機械やら電氣やらを用いることにしたのは、政府がやる仕事はなにもなくなるだろう。つまりは、わが国の開化は前途遼遠なものになつてしまふというわけである。もちろん、政府は、学問や技術の面では拙速の觀さへあるほど、洋才の撰取を急いでいる。建白書は、そこを突いて、なぜ政治面に限つて、漸進論をとるのかと問うているのである。

ところで、建白書は、明治六年政変について、二点ほど闡説している。

第一点は、ほとんどの人民が政変がおこつたことさえ知らない、ということである(69)。

昨十月政府ノ變革、天下人民ノ之ガ為メニ喜戚セシ者幾カアル。齊之ガ為メニ喜戚セザルノミナラズ、天下人民ノ茫トシテ之ヲ知ラザル者十二ニシテ八九ニ居ル。唯兵隊ノ解散ニ驚ク而已。

これについて、建白書は、「岌々乎其危哉。我政府ノ孤立スルヤ何ゾヤ。」(70)と評し、人民が政治から疎外されているために、その支持を調達する途をもたず、政府がきわめて危険な孤立状態に陥つてい、と指摘している。

第二点は、政変の一背景をなす、政策や予算をめぐる各省間の対立が、憲法と民撰議院を欠くために調整不能なものとなつてしまつた、ということである(71)。

各省不和而變更ノ際、事本末緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相視ザル者ヲ以テ輕々進歩トスル乎、是国ニ定律ナク、有司任意放行スレバナリ。是二者アラバ、則適ニ其民撰議院ノ立ズンバアル可カラザルノ所以ヲ証スルヲ見ルノミ。

憲法(福沢諭吉の用語である「定律」と表現)を欠如し、有司が政治を専裁している状態が、各省間で互いの政策を拙速だと非難し合う対立をまねいたのであり、それ故、民撰議院が必要だ、というのである。ここでは、民撰議院の役割として、①憲法の制定と、②それを基準とした諸政策の調整が想定されている。つまり、建白書が説く民撰議院とは、憲法の制定に先行して開設され、制憲議會の機能をはたすそれである。換言すれば、建白書は、憲法の制定方式については、民定方式を考えているわけである。

ここにいたつて、建白書と、木戸孝允や大久保利通ら政府首脳部との、立憲政体の導入をめぐる考え方の共通点と相違点がともに浮き彫りになってくる。両者は、明治六年五月一〇月政変の一因に各省間の対立があつたことでは認識を共有し、その対策として憲法の制定により政策調整の基準確立をはかるうとする点でも共通している。問題は、憲法の制定方式である。大久保の場合、その点には

直接言及していないが、その国憲大綱案では上院の開設しか想定していないから、民定方式は問題になり得ない。また、木戸は、立憲政体の導入は「デスポチック」にすすめるべきだとの立場をとり、欽定方式での憲法制定を明言している。

いずれにせよ、政府首脳部における政体取調が着手され、立憲政体をいかなる内容のものとして、どのような手順で導入していくかについて調整がすすんでいるところに、この建白書が提出されたわけである。

加藤弘之は、明治七(一八七四)年一月二六日付の「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」を建白書署名の下野四参議に宛てて呈し、建白書と同様、「日新真事誌」(二月三日付の第二一八号)に掲載された⁷²。幕末以来の立憲政体導入論のトレーガーである加藤は、下野四参議の「憂世ノ深キ愛國ノ切ナルヲ思ヒ、欽慕ノ情頓ニ他日ニ異ナルヲ覚フ。」⁷³と、建白書提出が憂世・愛國の情に出ることに共感を表しつつも、「然リト雖モ今日開化ノ地位ニ就テ速カニ民撰議院ヲ立テント請フノ議、僕ニ於テ聊疑問ナキ能ハズ。」⁷⁴と、わが文明開化の今日的到達水準をもって民撰議院開設に踏み切ることに疑義を呈したのである。以下、その疑義の内容をみていこう。

加藤は、民撰議院開設の目的を憲法制定にあるとした上で、その憲法の内容はわが国の「世態人情」の現状に適合したものでなければならぬとする⁷⁵。

議院ヲ設立スルハ、専ラ国家治安ノ基礎タル制度憲法ヲ創定セシガ為ナリ。而シテ制度憲法ヲ創定スルハ、先ツ邦国今日ノ世態人情ニ恰当適切ナル者ヲ撰バザル可ラズ。

そして、どのような内容の憲法がわが「世態人情」に適合しているかの見究めは「賢智者」のみよくなし得るところだと断ずる⁷⁶。凡ソ邦国今日ノ世態人情ニ適切恰当ナル者ヲ撰ブ、独リ賢智者ノ能ク為ス所ナリ。

さらに、人民共議による憲法制定の企ては、わが人民の開化が「未全」の現状では、目的と適合せぬ方法だという⁷⁷。

吾邦開化未全ノ人民ヲ挙テ天下ノ事ヲ共議セシメ、而シテ其ノ公議ヲ採テ天下ノ制度憲法ヲ創定セント欲ス、欲ラクハ木ニ縁リ魚ヲ求ムルニ類センノミ。

かつてロシアのフレデリック大王が民撰議院を開設せず、またロシアが現在もなおそうしないのは、いずれも「人民預政ノ識見未ダ足ラザルニ由ヘナリ。」⁷⁸との歴史認識を披瀝した上で、「然ルニ吾邦ニシテ魯國ノ猶未ダ為サル所ヲ行ハント欲ス。抑難イ哉。」⁷⁹と述べている。そして、わが国の開化についての現状認識を、以下のように提示する⁸⁰。

吾邦人方今漸ク文化ニ向フト雖モ、農商ニ至リテハ多クハ猶ホ依然タル昔時ノ農商ニシテ、無智不学自ラ甘ジ、敢テ振起スルヲ求ムルニ至ラズ、唯ダ士族ニ至リテハ大ニ之ニ優ルガ如シト雖モ、然モ稍事理ヲ解スル者ハ恐ラクハ僅々ノミ。故ニ例ヘバ政府ノ何物タル、政府収税ノ權利何ノ理ニ出ル、臣民軍役ノ義務何ノ理ニ起ル事、凡ソ浅近平易ノ事ト雖モ、猶解スル能ハザル者殆ド十ノ八九ニ下ラズ、豈ニ歎ゼザル可ケンヤ。

わが人民の文明開化が幾分かすすんだとはいえ、「農商」は依然として「無智不学」の境遇に甘んじており、政府とは何か、政府の収税権や臣民の兵役義務の淵源は何か、といった問題をしっかりと理解できているのは士族でもその一、二割程度という、実に歎かわしい現状だとする。こうした現状を無視して、民撰議院を開設すれば、採用不能な愚論ばかりが出てくるにちがいないし、さらにそれにとどまらず政治的混乱をまねく危惧があるという⁸¹。

然ルニ今是等ノ情実ヲ察セズ、一涯ニ民撰議院ヲ設立スレバ、其公議決定スル所ノ業実ハ恐ラクハ愚論取ルニ足ラザル者ノミナラン。愚論猶可ナリ、或ハ之ニ由テ国家ノ大害生ゼザルヲ保ツ能ハズ。凡ソ人民智識未ダ開ケズシテ先ツ大ニ自由ノ權ヲ得ルトキハ、之ヲ施行スルノ正道ヲ知ラズシテ、之ガ為ニ却テ自暴自棄ニ陥リ、遂ニ国家ノ治安ヲ傷害スルノ恐れアリ。豈懼レザル可ケンヤ。

こうした自論がヨーロッパの政治学界の国際的通説であるとする(82)。

欧州近今ノ碩学鴻儒、民撰議院ノ開化國ニ必要ニシテ、未開化國ニ害アル所以ヲ論ゼザル者ナシ。

その証左として、ドイツ人の政治学者の著書の抄訳を掲げている。その趣旨は、右の加藤所論とはほぼ同じだが、若干異なるところもあり、それについては後述する。

加藤は、以上の所論を前提として、建白書の個々の論点について、一問一答式に批判を加えていく。

①民撰議院開設が人民の開化を促進する道であるとの主張に対して(83)。

遠カニ民撰議院ヲ立ルノ弊害以上論ズルガ如シ。焉ゾ開明ノ益ヲ得ルニ暇アラシヤ。

民撰議院即時開設には、開化促進効果どころか、弊害の方が大きいとする。

②民撰議院開設時期尚早論には人民蔑視があるとの主張に対して(84)。

是レ一理ナキニアラズ、今日要路ノ有司ト雖モ亦未開ノ人タルヲ免レザル固ヨリ論ヲ候タズ。然レドモ僕ガ知ル所聞ク所ヲ以テ考フルニ、今要路有司ノ外ニ学識卓越ナル俊傑ヲ求ムルモ、恐ラクハ数十名ニ過ギザル可シ。三千万人中ニ於テ僅ニ数十名ノ俊傑アルモ、未ダ人民ノ声価ヲ増スニ足ラズ、未ダ以テ人民ノ開明ヲ称スルニ足ラズ。蓋シ政府自傲ノ心蔑如ノ意アラザルモ、姑ク天下ノ事ヲ以テ自ラ任ゼザル得ザル所以ナリ。

在官有司以外の在野識者はわずかに数十名程度にすぎない現状では、民撰議院開設を時期尚早とし、有司専裁をしばらく継続せざるを得ない。これは、人民蔑視ではなく、現状認識に立脚した判断であると説いている。

③政府の役割(=存在目的)が人民を進歩させることにあるとの所論に対して(85)。

此論誠ニ然リ。吾邦実ニ草昧ニアラズト雖モ、開化猶浅キガ故ヲ以テ、人民ノ從馴実ニ過甚ナリ、是真ニ憂フ可シ。然リト雖モ政府能ク人民ヲシテ敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知セシメント欲スルモ、決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得ベキニアラズ。殊ニ学校ヲ興シ人才ヲ教育スルノ漸ニ由ルベキノミ。建白書の所論の趣旨には同感だが、その方策は民撰議院の開設ではなく学校の設立に求めるべきだとし、再びフレデリック大王以来のプロシアを持ち出して、その証左とする(86)。

普國今日人民自主ノ心敢為ノ氣旺盛ニシテ、遂ニ其國ヲシテ欧州中ノ雄強國トナラシメシハ、決シテ唯夙ニ議院ヲ設立セシニ由ルニアラズ。殊ニ非的利第二世以来政府心ヲ専ラ人材ノ教育ニ尽セシニ由ルナリ。

④民撰議院の開設が政府強化につながるとの主張に対して(87)。

此一条間然スベキナシ。然レドモ是亦速ニ設立スルモ其益ナカルベシ。唯速ニ人材教育ニ心ヲ用ヒテ、以テ議院ヲ設立スルニ足ルベキ開明國ト為スニ如カズ。

ここでもまた、論旨には同意を表明するも、現時点で採用すべき方策は、まずもって人材養成のための教育であって、将来設立する民撰議院の担い手を育てることだとする。

⑤建白書が政府の漸進論に加えた批判に対して(88)。

改革誠ニ善シ、然レドモ改革ヲ急ニセント欲スル必ズ輕々進歩ノ弊ナキ能ハズ、寧口、持重說ヲ養ヒ務メテ漸ヲ以テスルニ如カズ。(中略)民撰議院ナル者ハ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリト云フハ可ナリ。然レドモ今急ニ民撰議院ヲ立ルノ議ヲ起スハ輕々進歩ノ誹ヲ免ル、能ハズ。

改革は結構だが、それを急ぐときは拙速の弊に陥りやすいので、慎重に漸進策をとる方がよい。民撰議院の開設は慎重に事をすすめるべきで、即時開設論は拙速との批判を免れ難いとする。

如上の加藤所論は、要するに、建白書が主張する民撰議院即時開設論を時期尚早とし批判したものである。問題はその議論の組み立

て方である。加藤は、民撰議院の開設目的を憲法制定に求めることを当然視する立脚点から、その議論を展開している。こうした民定方式での憲法制定を政治的混乱なしに実現し得るだけの政治的主体が人民の中に十分形成されているのか。加藤はこう問いかけて、自身の見聞から現状では到底無理だとの結論を出しているのである。人民の租税共議権、政府の収税権や臣民の兵役義務の淵源等々の命題を挙げつつ、これらによって成り立つ立憲政体の何たるかを、人民の中でいったいどれだけの人間がわかっているのかと問うて、加藤にはネガティブな答えしか出せないのである。しかし、加藤が、民定方式を当然視している点で、欽定方式をとる木戸孝允や、上院の開設しか想定していない大久保利通よりも、一步も二歩も進んだ立場にあることは、ここでしっかりと確認しておく必要がある。ましてや、民撰議院の開設それ自体は、彼の国家論からは自明の必要事であった。けだし、前出のドイツの政治学書の抄訳の論旨も、こうなっている(89)。

凡ソ久シク国家ヲ維持スルニ足ルベキ制度憲法ヲ創定セント欲セバ、必ズ先ヅ其時勢民情等ニ恰當適切ナル者ヲ撰バザル可ラス。(中略)○但シ又一方ヨリ考フレバ、凡ソ各国ノ政令相共ニ帰向スル所中心アリ。故ニ各国ノ開化進歩スルニ随テ其政令早晚此中心ニ帰着スルヤ必然ナリ。○議院ヲ設ケ人民ノ代表ヲ挙ゲテ政ヲ議スル制度ノ如キモ、必ズ先ヅ此二理ニ由テ論ゼズンバアル可ラス。(中略)○是故ニ此制度ヲ創定センニハ、必ズ先ヅ時勢民情ヲ詳察シテ、之ヲ創定スルニ至当ナル時ト及ビ其至当ナル度ヲ測定スル事甚ダ緊要ニシテ、此事ハ独リ賢明ノ能ク為ス所ナリ。

原書の論旨がはたしてこの抄訳の通りかどうかはともかく、これがここの加藤の国家論の立場から首肯され得るものであることはちがひなからう。各国が「開化進歩」して「帰着」する「政令」の「中心」の一つに民撰議院があると考えているとみて差し支えあるまい。問題は、そこにどうやって「帰着」させるかなのである。

そうした立場にあればこそ、加藤は、建白書の出現を将来における民撰議院設立の「萌芽」とし、歓迎の意を表したのである(90)。

今此高論アル蓋シ他日議院設立ノ萌芽ナリ。是レ僕高論ニ於テ疑団ナキ能ハズト雖モ、亦大ニ之ヲ喜ブ所以ナリ。

そして、一年後に公刊する「国体新論」で全面展開される「政府は人民のために存在する」との「真理」にたつた施政を政府にも求めていく(91)。

因テ考フルニ方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施サ、（一）ヲ得ズト雖モ、元來民ノ為メニ政府アリテ政府ノ為メニ民アルニアラザルノ真理ヲ忘スルナク、偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ自ラ政權ヲ限制シ、務メテ民ノ私權ヲ伸張セシメ、言路ヲ洞開シ、教育ヲ勸励シ、以テ吾邦ヲシテ開明国トナラシムルヲ要ス。

当面、政府が「特裁」(独裁)を行わざるを得ないとしても、その施政にあたっては、公正な権力行使に努め、人民の私権を伸長させ、政府に対する意見表明をはじめとする言論の道を開き、教育をすすめ、わが国を「開明国」にしていく必要があるという。

さらに、府県レベルでの地方民会の開設を対案として提議する(92)。
且ツ閣下等ノ論ニ由テ考フルニ、今既ニ其二三県ニ於テ為セシガ如ク、姑ク府県ニテ士族并ニ平民ノ上中等辺ヨリ選挙ヲ以テ府県内ニ小議院ヲ設立シ、唯其府県内ノ事ヲ商議セシムルノ挙アラバ如何。但シ議定ヲ取捨スルハ姑ク知事令等ノ權ニアル可シ。然レドモ是亦希望スルガ如キ功益アルヤ否ヤ、或ハ却テ害アルベキヤ、僕未ダ之ヲ考定スル能ハズ。閣下等并ニ大方君子ノ高論ヲ俟ツ。

ここで提議された府県レベルでの地方民会は、加藤が指摘しているようにすでに開設している県もある。その一つには、幕末以来の同僚にして緊密な友人である神田孝平が県令として赴任した兵庫県があり、そこでは明治六(一八七三)年一月二十六日付で、町村会・区会(戸長会)・県会(区長会)を順次開設していく方針を布達している。ちなみに、そうした実績を背景とした神田兵庫県令の

上申を受けて、地方レベルでの代議制度導入の一般的法制化の端緒をなす各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則が明治九（一八七六）年一〇月一七日付の太政官布告第二三〇号で公布されているが、元老院でのその審議の際、内閣委員として提案と質疑を担当したのが法制局の古沢滋（迂郎）と静岡健介だった。古沢は建白書草案の起草者であり、静岡は神田が右の上申を行ったとき、兵庫県権参事の地位にあった（93）。こうした前後の経緯に徴しても、加藤の対案は、きわめて慎重な形で提議されてはいるが、政治的リアリティーを欠く単なるリップ・サービスと断じますすわけにはいかないものなのではなからうか。

とまれ、ここでの加藤は、漸進論を擁護し民撰議院開設時期尚早論を主張したが、その公表（二月三日）から旬日を経ぬ二月一二日付で、前述の如く、その左院一等議員兼任が発令されたのである。福沢諭吉登用問題をめぐって木戸孝允が慎重論を説いた最大の理由は、「人情」や「世態」に配慮して漸進的に事をすすめようとする政府首脳部の方針に「学者」の理解が得られるかどうかの不安であった。しかし、ここでの加藤は、「民情」や「時勢」への配慮を前面に押し出して漸進論を説いたのである。それは、「土地」・「風俗」・「人情」・「時勢」に配慮すべしとする大久保利通の所論とも付合する。ここに、加藤に関する限り、その登用の障碍となる事情は消失したと言えよう。

政体取調の周辺事情として関説しておくべきものは、大概右の通りであるが、政体取調それ自体はどのような展開をみたのであろうか。

五 政体取調の帰趨

政体取調は、別途に検討した如く、明治六（一八七三）年一二月二四日、左院の副議長伊地知正治と二等議員松岡時敏を正院の制度取調御用掛に兼勤させ、正院内閣の政体取調専任参議の寺島宗則・

伊藤博文両名との協同作業としてすすめられることとなった（94）。実際の作業は、新たに創設された内務省の職制や左院の職制・事務章程の編纂・改正などもあわせてすすめられた（95）。

政体取調の前途について、一月二九日付の書翰で、伊藤博文は参議木戸孝允に次のようにその見通しを語っている（96）。

政体論も寺島と兩人引受取調中に御座候。先づ下は地方官を会する位の事に仕置、上は麁香間を皇張し、人数は余り増加せぬ様注意仕度、

立憲政体導入の第一歩として、下院相当の機関として地方官の会議、上院相当の機関として麁香間祇候の人数をあまり増やさない程度の形で華族・功臣の議院を設けようというのである。上院については、木戸の「元老院」と大久保利通の「議政院」では、華族・功臣の議院を構想している点では大差がないので、伊藤の構想もその線になっている。問題は下院だが、その将来の開設を不可避視する木戸と、その設置構想を欠く大久保の考えをすり合わせ、すでに明治六（一八七三）年に地租改正法などの審議のため召集され、前述の如く左院に下院相当機関として継承しようとする動きのあった大蔵省地方官会同の経験を生かして、地方官の会議を設け、その第一歩にあてようというわけである。

ところが、この政体取調は、明治六（一八七三）年一二月下旬にいたり、にわか中止されたこととなったようである。右大臣岩倉具視が二月二五日付で発した参議大久保利通宛の書翰に、次のような一節がある（97）。

○内閣議定取調之丁ニ付而ハ数度手数ノ由ニ候処頓ニ御不用ト相成伊地知松岡等江右之旨趣寺島伊藤申聞候トハ存候得共伊地知御出會候ハ、情実御申置可給候

正院内閣の決定によって開始された政体取調は、数回にわたって正院内閣側（寺島・伊藤）と左院側（伊地知・松岡）の担当者による協同作業がなされたが、正院内閣の意向でにわか「不用」となった。その事情については、正院内閣側の担当者である寺島・伊藤

の兩人から左院側の担当者である伊地知や松岡らに説明がなされるものとは思いますが、大久保にも伊地知と出会うことがあれば、その事情を説明しておいてほしいというのである。

これに対して、大久保は、翌二六日付の岩倉宛の返翰の中で、こう応えている(98)。

一内閣取調之儀ニ付伊地知江談之事承知仕候是わ寺島伊藤より形行を以相談候方当然与奉存候小臣私ヲ以相咄候事ハ都合次第可申聞候

政体取調中止の件について、伊地知にその事情を説明することは承知した。ただ、この件は、寺島・伊藤の兩人から正式に事情を説明するのが当然だと思ふ。大久保が私的な立場で説明することは、都合がつか次第、行なうと、岩倉に約束している。

この岩倉と大久保のやりとりを見る限り、二二月下旬にいたって、政体取調をにわか中止することが正院内閣の意向として決まったかのようである。もともと、そうだった事情は、両者のやりとりからはわからない。

しかし、どうやらこの時点では、政体取調は中止されなかったと見られる。大久保は、年が革まった明治七(一八七四)年一月六日付の岩倉宛書翰中で、こう述べている(99)。

○明日者是非暫時ニ而も参 朝内務之事も御決裁相願候含に御坐候得共乍失敬未下痢相止ミ不申甚困却仕候就而ハ明日迄わ不参ト奉存候就而者差向警保寮之一件少々未決ニ而章程も相調居不申昨日伊藤へ相咄合同人所存ハ陸軍江付属相成候方可然与申居候ニ付如何様共速ニ御評決有之様にと申置たる次第第二御坐候仍而尚明朝大木江相咄合可申候間是非早目御治定可被成下候十日迄わ内務省御開キ之運ニいたし度奉存候

政体取調とあわせてすすめられていた新設の内務省の章程は、この時点では成案をみていなかった。伊藤が、司法省に所属する警保寮を内務省に移すことに難色を示し、陸軍省への移管を主張していたためらしい。大久保は、警保寮の移管先はどちらでもよいから早

急に内務省の章程を完成させるようにと伊藤を督促する一方、明七日は司法脚の大木喬任との会談も予定して、一〇日までには内務省を開省させようとしている。

翌七日付の返翰の中で、岩倉はこう書いている(100)。

一地方官集會之事章程出来候筈又御見込も可有之候得共前条之事も有之外ニも色々承り候ニ付而ハ一度早ク御集會可然哉ニ存候候令集會ハ遅ク相成候共何月集會云々御布令大ニ根本被立候思召貫通候得者可然哉ニ存候

「地方官集會」の章程が成案をみるようであり、また「前条之事」もあるので、早期に一度それを開催した方がよいのではないか。たとえ、実際の開催が遅れても、「地方官集會」開催の布告だけは、「根本」を立てようとする政府の意向が地方官に伝わるので、出方がよいのではないかと岩倉は大久保に問いかけている。「前条之事」とは左の通りである(101)。

一家禄奉還六個年分云々の義着手ニ付而ハ地方官第一之勤務ニ付各参事江御沙汰之事昨冬も評議ハ有之候得共未タ告諭出来不申是ハ早キ方可然哉ト存候

岩倉は、家禄奉還の事業をすすめる上で地方官の役割が肝要と考え、政府の方針を地方官に徹底していく場として「地方官集會」を活用しようとしているのである。

この「地方官集會」が、伊藤が木戸宛書翰で語っていた下院担当機関としての地方官の会議であることはまちがいない。

かように、一方で内務省の章程は作成の途上であり、他方で「地方官集會」の章程は成案をみるところまで作業が進行している。これらはいずれも政体取調ないしその付随作業である。そこから考えると、年が革まった明治七(一八七四)年一月上旬の時点では、まだ政体取調が続けられていたとみられる。

ところが、一月中旬にいたり、明治六年一〇月政変によって一挙に高まっていた政治的緊張が、いよいよ具体的な行動となって顕現し始めてくる。

一月四日、赤坂喰違で岩倉が襲われ、負傷する。ついで、一七日、鹿児島に帰県した西郷隆盛を除く在京の下野四参議が連署した「民撰議院設立建白書」を、その一人で左院前議長だった後藤象二郎（彼の離任後、議長は空席のまま、政変時に後藤はその事務総裁）が、自ら左院に持参し、「切二形勢急ヲ説」き、その受理を求めた。

左院では、二等議官の伊丹重賢と高崎五六、同じく二等議官で正院制度取調御用掛を兼務し政体取調の四名の協同作業チームのメンバーだった松岡時敏、さらに左院における立憲政体導入の動きのトレイガーとも称すべき役割を演じてきた三等議官の宮島誠一郎が応接し、後藤の説明を聴いた上で、建白書を受理した⁽¹⁰²⁾。翌二十八日、左院は、議官一同の会議を開いて建白書の取扱いを論議した上、同日、それを正院に上陳した⁽¹⁰³⁾。さらに、左院は、一九日、下野参議の一人である副島種臣を呼び出して、建白書提出の事情を聴取した⁽¹⁰⁴⁾。かくして、立憲政体構想は、公然たる政治的対立の素材となるにいたったのである。

こうした新事態を迎えたが、政体取調は引き続きすすめられていたように見受けられる。一月二十九日、大久保利通は、岩倉を訪ね、懸案の政治的諸課題について政府の方針を確定するよう「切迫言上」しているが、その一つに「寺島氏伊藤氏内調ノ義猶御評議凡一定ニ就テ者決断ノ事」があった⁽¹⁰⁵⁾。しかし、これで直ちに政体取調が結着したわけではなかったようである。大久保は、二月一日付の吉田清成宛の書翰で、各国の政体について至急取調べてほしいと、次のように依頼している⁽¹⁰⁶⁾。

過日御示談申上置候取調之一条少々差急キ候ニ付乍御面働速ニ御調被下候様奉願候外ハ寛々ニ宜誦候へ共各国政体之処丈御願申上候

この時点で、大久保が各国の政体についての情報を早急に入手しようとしていたのは、政体取調をどう結着させるかという問題と関わっていたとみて差し支えなからう。

しかし、そうこうするうち、二月三日にいたり、佐賀の乱勃発の

報が到来する⁽¹⁰⁷⁾。大久保は、その鎮圧のため自ら九州に出張することを決断し、八日には木戸孝允を訪ねてその了解をとりつけ、その日のうちに太政大臣三条実美から出張が許可された旨を伝えられる⁽¹⁰⁸⁾。

大久保の九州出張決定は、政体取調にも一応の結着をつけさせたようである。すなわち、立憲政体を導入するという方向は確認しつつも、どのような形態のものを、どのような段取りで導入していくかの検討は今後の課題とするといったものだったと考えられる。そして、その検討作業を担当する機関として左院を想定し、そうした想定に立ってその機構を定めておく。また、地方官の会議は開設していく。だいたい、こうしたところで、政体取調は一応の結着をみたものと考えられる⁽¹⁰⁹⁾。

かくして、正院内閣は、二月一二日付で、全面改正された左院職制および左院事務章程を左院に達する⁽¹¹⁰⁾。左院職制は、議長の職務内容を定めた三ヶ条中の第二条を次のように規定している⁽¹¹¹⁾。

正院及各省並国会議院等ニ対シテ本院ノ決議ヲ申明スルヲ得
ここでは、正院・各省などと並べて「国会議院」が、議長が左院の決議を伝達する対象機関の一つに挙げられている。これは、将来における「国会議院」の開設を法制上の予定事項として明文規定したものである。

また、左院事務章程は、第二段に「正院ヨリ本院へ臨時下命アルヘキ事宜」として第一、二三条を掲げているが、その第一三条にはこうある⁽¹¹²⁾。

正院ニ於テ国憲ヲ議シ或ハ職制章程等ヲ創立シ又ハ之ヲ増損スルコトアレハ特命ヲ以テ本院議官ヲ撰任シ其事ニ与リ議セシムヘシ

これは、将来における「国憲」編纂を法制上の予定事項として、またその直接担当者を左院議官から選任することを明文規定したものである。

そして、前述の如く、同じ二月二日付で、幕末以来の立憲政体導入論のトレーガーで、自訳のブルンチュリ「国法汎論」をテキストにして明治天皇に進講するなどして、当時、宮内省四等出仕の地位にあった加藤弘之に、正院内閣は左院一等議員の兼任を命じたのである(113)。これは、将来の「国憲」編纂に備えた布陣とみてよからう。

まとめにかえて

明治六年一〇月の政変後に着手された政体取調は、「民撰議院設立建白書」の提出、佐賀の乱と続く政局のめまぐるしい動きの中で、地方官の会議の開設と、左院による「国憲」の編纂、という二つの方針を確認して、一応の結着をみたものと考えられる。また、そこでは、「国会議院」も、将来、法制化することが予定されていた。

この政体取調には、幕末における立憲政体導入構想の提議者である加藤弘之と福沢諭吉が、ポジティブかネガティブかの違いはあるものの、深い関わりをもっていた。このことは、立憲政体導入過程が、幕末に出現した諸構想のうち、那辺との連続性の下に維新後に展開していくかを探求する上で、一つの示唆を与えていよう。

翻って、この政体取調は、立憲政体導入過程のその後の展開との関係では、どう歴史的に位置づけられるのであろうか。

政府首脳部に即して考えるならば、彼らにとつて、立憲政体導入問題の爾後の課題は、右の方針をどのような機会と内容において具体化するか、というすぐれて政局の動向と関わる政治的判断の領域に属するものとなつたとみられる。

それは、明治七(一八七四)年五月に地方官会議の議事規程である「議院憲法」の制定と「左院」に対する「国憲」編纂着手の指令として、まずその第一段の、ついで同年六月―八月の地方官会議の召集―延期の曲折を経て、翌八(一八七五)年二月―七月の大阪会議、大久保利通・木戸孝允・板垣退助・伊藤博文ら四参議の政体取

調命、「漸次立憲政体樹立の詔」(漢発)元老院・大審院・地方官会議の創設、第一回地方官会議の開催にいたる一連の過程に、その第二段の実現をみる事ができよう。

就中、明治八年の政体取調は、作業実務上のキー・パーソンとしての伊藤の直截的な連続性のみならず、政府内部にあって伊藤たちの作業に指針を与えていた大久保と木戸はもとより、政府外にあって「民撰議院設立建白書」をもってそれに介入する形となった板垣についても、明治六年末―七年初の政体取調との間に、主体的な連続性を見出すことができよう。両者の連続性は、右の主体上のそれにとどまらず、少なくとも地方官会議に関しては、法制と政治的機能の両面において、直截的なものだと言える。

ここでの検討から、右のような見通しを引き出すことができるわけだが、それらの立ち入った考察と、それに基づく右の見通しの検証は、別途を期したい。

- (1) 大蔵省地方官会同については、立憲政体成立史研究と地租改正研究の二方向から検討が加えられている。前者については、藤井甚太郎「日本憲法制定史」(雄山閣・一九二九年八月、鈴木安藏「日本憲法制定史」(学芸社・一九三三年一月)、尾佐竹猛「日本憲法史大綱」(下巻・日本評論社・一九三九年一月)、大久保利謙「明治憲法の出来るまで」(至文堂・一九五六年一月)、稲田正次「明治憲法成立史」(上巻・有斐閣・一九六〇年四月)などを参照。後者については、福島正夫「地租改正の研究」(増訂版・有斐閣・一九七〇年一月)、滝島功「明治六年「地方官会同」の研究」(明治維新史学会編「明治維新の政治と権力」(吉川弘文館・一九九二年九月)などを参照。
- (2) 拙稿「明治六年政変前後の立憲政体構想」(「教育工学研究」第二三三号、一九九七年九月)を参照。
- (3) 藤井前掲書、鈴木前掲書、尾佐竹前掲書・上巻・一九三八年

一月、大久保前掲書、稲田前掲書などを参照。

- (4) 拙稿「大久保利通の憲法構想(一)・(二)」(北陸学院短期大学紀要)第三〇・三二号、一九九九年三月・二〇〇〇年三月刊行予定)を参照。

- (5) 大久保利通は日記の該日条にこう記している(日本史籍協会編「大久保利通日記」二、東京大学出版会、一九八三年七月(初版は一九二七年四月)、二二四頁)。

六字参 朝政体取調等ノ今晩御評議相願候六字ヨリ参議一同岩公亭江集會議論(中略)政体取調寺島伊藤兩人江專任被命ノ事ニ決ス

なお、政体取調「専任」参議に就任した寺島宗則(鹿兒島士)は、文久二(一八六二)年に幕府の遣欧使節に参加し、帰国後、幕府に出仕し開成所の教授となっており、旧幕臣系の開明官僚や明六社同人との関係には浅からぬものがある。また、右の使節に参加していた福沢諭吉が渡欧の船中で大名連邦制への政体改革の必要を開陳した折、それに賛同したのが箕作秋坪と、当時、松本弘安(庵)と変称していた寺島であった(拙稿「幕末政治と福沢諭吉」〔京浜歴史研年報〕第一一号、一九九七年一月)を参照)。この寺島の存在が、後述する政体取調への福沢登用案が大久保利通から持ち出される一つの背景をなすと考えられることもできよう。

- (6)・(7) 春畝公追頌会編「伊藤博文伝」春畝公追頌会、一九四〇年一〇月、七九六頁。

- (8) 伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」四、塙書房、一九七六年三月、二一六頁。

- (9) 日本史籍協会編「木戸孝允日記」二、東京大学出版会、一九八五年八月(初版は一九三三年三月)、四四六、四四七頁を参照。

- (10) 同右四五二、四五三頁を参照。

- (11) 同右四五二、四五三頁を参照。

(12) 大久保意見書については、前掲拙稿「大久保利通の憲法構想(一)・(二)」を参照。

- (13) 前掲拙稿「明治六年政変前後の立憲政体構想(一)」を参照。

- (14) 木戸の伊藤宛書簡にはこうある(「伊藤博文関係文書」四、二一七頁)。

今朝御示々たとへ御改正相成候とも今日之有様を格別御交換と申事は所詮六つヶ敷次第に可有之、僕も洋行中諸氏之政談等も聞かじり詰度本邦之政府体裁上も一変不致而はと書綴り見候処、帰朝之上實際上を推考仕見候へは、今日之品位に而は幾度体裁而巳美麗に変換相成とも人智と懸隔有之候ときは其益も有之間敷、就而は今日之儘を纔かに御取捨有之、可成丈け輕拳卒行之弊を防ぎ事々着実に帰し有司之責を厚くし(實に如僕等ものは時勢も鎮定候得は要路へは必不被差置が却而為公と虚心に而思申候)、無用之官員を省き候が專要歟と愚考いたし申候。所詮建国之大法確定不致而は大政府也地方也全備之良法を立候と申事は其無覚東存申候。依而一二之愚接丈け左に相認申候。

一、会計検査裁判(クールーコント)之如き也。
二、国議院(国の字或は準とも有之候。コンセエター之如き也。左院を改正するもよし)。

一、司法省と裁判所と被分候事。

一、教部を被廢社と寺との寮を内務省中被差置候も可然歟と相考候事。

一、官員(諸省、地方)撰挙偏頗之弊を防之方法(正院之約束に可有之事)。

一、太政大臣、左右大臣、内閣議官、当時は立法行法之権束有すると雖も、他日是非元老院、下院之二院は不被差立而は不相成に付、他日可被差立之訳を以政府体裁中へ二院之名は被定置度事。

一、建国之大法はデスポチックに無之而は相立申間敷

(是又卒急には成就いたす間敷候得共、これは平生愚按も有之申候)、外に兵と教育はテスボチツクは被止間敷候。

(二)の項抹消しあり)

一、諸省頭ら之多きは不宜、是は御高按も可有之且又諸省是非々々割拠之弊は此際に御破り有之度候事。

先は愚按之ま、任筆相記し候に付御一見可被下候。客来

つゞきに始終取紛文字之前後も不少、一々御推読可被下候。

草々頓首

十一月廿夜

い藤様 御内披

木戸

(追伸省略)

(15) 木戸は、直前の一七日に大藏卿就任の要請を「固辞」している(「木戸孝允日記」一、四五二頁を参照)。そして、翌一八日付で、その話をもってきた伊藤に発翰し、その中で大藏卿のような「力外之重任を病弱衰氣之ものへ」まかせないでほしいと述べている(「伊藤博文関係文書」四、二二五頁参照)。明治六年政変後に繰り返される木戸の辞意表明は、政変から一カ月もたたない一一月一七、二〇日あたりから始まるとみてよからう。

(16) 日記の第八条は、二〇日夜付の書翰に書き落としていたもので、翌二一日付の書翰で追加している。その内容は次のとおりである(日本史籍協会編「木戸孝允文書」五、東京大学出版会、一九八六年二月(初版は一九三〇年八月)、一〇六頁)。

昨日相認候廉書中へ左之一ヶ条落し申候

一 待詔院

名目は何に而もよろしく有功之士或は積年在上官之人其職を被免候もの、為に設け置れ候而は如何往々元老院に而も建立相成候とき如此ものは其員中被加候而可然事と存候得共今日にては其運にも難至姑息に似たれども現事

においては可然歟と相考申候世外も此一説有之候歟とも相覚へ申候

文中末尾の「世外」は井上馨のことを指すと考えられ、彼も同意見だと付言しているのである。とまれ、この書き落しの一にも、木戸の主要関心事が那邊にあったかがあらわれているように思われる。

(17) イギリスの枢密院については、水木惣太郎「比較憲法史」有信堂、一九六五年四月、一一一、一一五頁を参照。

(18)・(19) 「伊藤博文関係文書」四、二二八頁。

(20) 同右二二七頁。

(21) 同右二二八頁。

(22) 毛利敏彦「明治六年政変の研究」(有斐閣、一九七八年五月)を参照。

(23) 「伊藤博文関係文書」四、二二八頁。

(24) 前掲拙稿「幕末政治と福沢諭吉」を参照。

(25) 尾佐竹猛は、木戸宛の書翰を引用し、伊藤がそこで「木戸の意見を求めて、福沢を気嫌ひして居る。実際福沢が通つても到底伊藤と意見が合はなかつたことは想像に難くない。」(尾佐竹前掲書、上巻、三一九頁)と断じているが、いかがなものか。尾佐竹は、木戸や大久保の立憲政体構想を紹介しているが、両者の差異には言及しておらず、当然、それと福沢登用問題との関連にも目を向けてはいない。

また、鳥海靖は、「木戸」開明的、大久保「専制官僚的」とする大久保利謙の見解(大久保前掲書を参照)を批判して、「大久保の意見書の内容は、むしろ木戸の「政規典則」制定論以上に「開明的」であったといって差し支えあるまい。」(鳥海「日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念」東京大学出版協会、一九八八年六月、五一頁)と評している。こうした評価の一方の根拠は、木戸の建言書と比較して、「大久保の意見書に付記された官制改革には、いまだ国会開設の具体的構想

は盛り込まれていない。これは木戸の場合も同様である。」(同右五四頁)と確認した上で、「しかし、このことはむしろ彼らが議会制度の意義を否定していたからではない。近い将来、議会制度設立の方向に進むべきことを当然としながらも、現実政治家として、『人智の開明』化が十分には進んでいない現状にあつては、拙速にそれを行うことに危惧を抱いていたからである。」(同右五四頁)と理解しているところにある。そして、もう一方の根拠は、木戸が「福沢登用論に消極的反応を示し、結局、大久保の提案は実現しなかった。」(同右五四頁)ことにある。

しかし、大久保と木戸の立憲政体構想を比較する場合は、木戸の方はその建言書よりも、一月二〇日夜付の書翰(そして二一日付の追加書翰)の方が、政体取調という同じテーマに載せられたものであるから、より適切なものではあるまいか。そうなると、民撰議院の開設という問題で、両者の差異は顕然となってくるだろう。

ここで問題なのは、漠然とした意味で、「議会制度の樹立」という点から見れば、木戸も大久保も、そして恐らく政府首脳も多くが、人民の開化の度に応じた現実主義的な「漸進主義ノ立憲政治論」だった(鳥海前掲書五四頁)かどうかなのではない。「議会制度」の中に民撰議院を含ませるのかどうか、また民撰議院の開設を到達点として明示した「漸進主義」なのかどうかである。大久保意見書では、別途検討した如く、「議政院」(上院)だけの「議会制度」であり、それを到達点とする「漸進主義」なのであって、木戸書翰のように上下二院制の「議会制度」を不可避視する「漸進主義」とは、決定的とも言える差異がある。

もっとも、大久保がその構想の境位から一步も踏み出る可能性がこの時点でなかったとはいえない。ただし、大久保が福沢登用案を持ち出していることがその可能性のこの時点で存在

を示唆している。

- (26) ・(27) ・(28) 『伊藤博文関係文書』四、二一八頁。
- (29) 木戸は、九月一六日、早朝午前七時に自邸を出て福沢を訪問し、午後二時まで会談している(『木戸孝允日記』二、四二五頁を参照)。
- (30) 『伊藤博文関係文書』四、二一八頁。
- (31) 『木戸孝允日記』二、四二一、四二二頁を参照。
- (32) 同右四三二頁。
- (33) 同右四三七、四三八頁。
- (34) 同右四四一頁を参照。
- (35) 戸沢行夫「明六社の人びと」築地書館、一九九一年四月を参照。
- (36) 『学問のすゝめ』四編「学者の職分を論ず」(『福沢諭吉選集』第三卷)七七頁。
- (37) 同右七八、八〇頁。
- (38) 『学問のすゝめ』三編「一身独立して一国独立する事」(『福沢諭吉選集』第三卷)七六頁。
- (39) 拙稿「神田孝平の地租改正提議」(『京浜歴史科研年報』第九号、一九九五年一月)を参照。
- (40) 福沢は、明治七(一八七四)年一月一〇日、木戸を訪問して「時勢を談」している(『木戸孝允日記』二、四七七頁を参照)。
- (41) この談議の中身がわかれば、大方の見当はつくものと思われる。
- (42) 戸沢前掲書を参照。
- (43) 『学問のすゝめ』四編「付録」、八三頁。
- (44) ・(45) 同右八四頁。
- (46) 同右八四、八五頁。
- (47) 加藤弘之「福沢先生ノ論ニ答フ」(松本三之介・山室信一編『学問と知識人』日本近代思想大系10、岩波書店、一九八八年六月所収)一二五頁。
- (48) 『左院沿革』(日本史籍協会編『太政官沿革志』四、東京大

学出版会、一九八七年一月所収) 三三二頁を参照。

(49) 同右三三一、三三二頁、また金井之恭「明治史料顕要職務補任録」柏書房・一九六七年二月・八二頁(以下「補任録」と省略)を参照。

加藤は、明治二(一八六九)年二月四日付で大学大丞に侍読の兼任を命ぜられ、明治四(一八七一)年七月九日付で文部大丞に転じ、同年一〇月二十四日付で宮内省五等出仕となり、再び侍読となり、翌明治五(一八七二)年八月四日付で宮内省四等出仕に昇任している(「枢密院高等官履歴」第三卷、大正ノ一、東京大学出版会、一九九六年一月、一八一、一八三頁を参照)。なお、「補任録」は最初の侍読就任を明治三(一八七〇)年一月四日付としている(二四四頁を参照)。また、「加藤弘之自叙伝」(大空社、一九九一年一月、初版は一九一五年六月)も「補任録」と同じであり(五頁を参照)、これに依拠した吉田曠二「加藤弘之の研究」(新生社、一九七六年三月)所収の「加藤弘之年譜」もそれに従っている(二一九頁を参照)。

(50) 「枢密院高等官履歴」第三卷、一八四頁を参照。なお、「補任録」では「罷」となっている(八二頁を参照)。

加藤の依願免兼官の経緯については、その「日記」(東京大学・東京大学史料室所蔵)にその一端をうかがうことができ。以下、関連すると思われる明治七(一八七四)年二月中の記事を抜粋しておく。

十二日(中略)○夕方正矩来ル○今日正矩左院十二等出仕トナル

十三日(中略)今日十時御用召(中略)一等議官兼任夫ヨリ宮内省へ参ル

十四日(中略)○夕方正矩来ル

十五日(省略)

十六日(中略)午前伊地知へ参り夫レより明六社会議ニ参

ル八時比帰宅

十七日(中略)参朝○夫レより太政官へ出議官ノ辞表ヲ史官へ差出ス○夕方正矩来リ并過日為悦肴クレル

十八日(中略)参朝○午後松岡来ル

十九日(中略)○午前箕作来ル

廿日(中略)参朝○夕方正矩来(後略)

廿一日(中略)午饭夫レより箕作麟祥方へ参ル(後略)

廿二日(中略)参朝○

廿三日(中略)今日御用召ニ而願ニヨリ兼官被免(後略)

廿四日(中略)参朝○午後三時其より松岡へ参ル○正矩来ル

廿五日(中略)参朝夫レより伊地知方へ参ル

加藤の左院一等議官兼官の発令は二月二日付だが、その申渡しは翌三日である。一二日には弟の正矩(霞会館諸家資料調査委員会編「昭和新修華族家系大成」上巻、吉川弘文館、一九八二年三月、「加藤隆之」の項、四〇三、四〇四頁を参照)も左院の十二等出仕となっている。つまり、兄弟同時に左院に關係することになっているのである。弟の正矩は足繁く来宅しており、彼が左院の内部事情を兄の弘之に通ずる役割を担っていたことも考えられる。

問題は一六日で、この日、左院副議長の伊地知を訪問し、その足で明六社の会合に参加して、夜八時頃に帰宅している。そして、翌七日に兼官の辞表を出しているのである。伊地知との会談内容、そして「学者職分」論争の最中に開催された明六社の会合での論議内容の、いずれかもしくは両方が、加藤をして辞任を決意させたものと考えることができよう。

辞表提出の翌一八日には、左院二等議官で伊地知とともに政体取調に左院側から参加していた松岡時敏が来宅している。おそらく、加藤の辞表提出を知って、その真意の所在をたしかめることなどが、その来訪の目的であろう。

一九日には、明六社の同人である箕作（秋坪か麟祥のいずれかは不明）が来宅し、二一日には加藤の方から麟祥宅を訪問している。これを答札と考えれば、一九日の来訪者は麟祥ということになる。いずれにせよ、この動きも辞表提出とは無関係ではなからう。

そして、二三日に免兼官の申渡しを受ける。翌二四日にまず松岡、ついで二五日に伊地知を訪問しているが、これらは免兼官につき挨拶に出向いたものと考えられる。

以上の経緯から、依頼免兼官が加藤の辞表提出によるもので、本人の意思に反して罷免されたものでないことは明らかとなる。しかし、何が辞意を固めさせたかは、一六日の行動にそれを解く鍵があることだけは確認できるものの、それ以上のことは明らかにし得ない。後考を俟つこととし、ここではその判断は留保しておきたい。

(51) 宮島誠一郎「国憲編纂起原」（吉野作造編「明治文化全集」第四卷「憲政篇」、日本評論社、一九二七年七月所収）三四四頁を参照。以下「起原」と省略。

(52) 前掲加藤「福沢先生ノ論ニ答フ」一二五、一二六頁を参照。

(53) 前掲拙稿「神田孝平の地租改正提議」を参照。

(54) (55) 拙稿「加藤弘之の立憲政体提議」（『京浜歴史科研究年報』第一〇号、一九九六年一月）を参照。

(56) 拙稿「明治初期における教導職の国制論——「十七兼題畧記」を中心に——」（『金沢大学教育学部紀要』人文科学・社会科学編、第四六号、一九九七年二月）を参照。

(57) 「民撰議院設立建白書」（江村栄一編「憲法構想」日本近代思想大系9、岩波書店、一九八九年七月所収）六七、六九頁を参照。

(58) (59) (60) 同右六七頁。

(61) (62) (63) (64) (65) 同右六八頁。

(66) 啓蒙の発想については、E・カッシーラー「啓蒙主義の哲学」

紀伊国屋書店・一九六二年八月、またM・ホルクハイマー、T・W・アドルノ「啓蒙の弁証法」岩波書店・一九九〇年二月を参照。

(67) (68) 「民撰議院設立建白書」六九頁。

(69) (70) 同右六八頁。

(71) 同右六九頁。

(72) 加藤弘之「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」（鳥海前掲書所収）二九六、二九九頁を参照。

(73) 同右二九六頁。

加藤弘之が明治六年政変と下野参議らをどう見ていたかは、その「日記」にうかがうことができる。明治六（一八七三）年一〇月二七日条にはこうある。

右一件ハ征韓一件ノ争ヒヨリ起レリ例ヘハリベラール敗レ
コンセルワチーフ勝チタルニ似タリ

加藤は政変の原因を征韓論争に求め、また下野参議らを「リベラール」に擬している。「学者職分」論争で福沢論吉の所論を「リベラール」の論とし、それが「国権」を衰弱させかねないと批判することになる加藤だが、政変の時点で下野参議らの立場も同じ「リベラール」の語でとらえていたのである。両者が同様の含意のものであることは、加藤の建白書批判の内容に徴して明らかだろう。

建白書批判投稿の経緯は、「日記」における明治七（一八七四）年一月の關係記事によれば、以下の通りである。

廿六日（中略）副島へ参ル是ハ先日同氏以下六七人議院設立建白いたし候処僕所見異ル右弁駁書ヲ作り持陳ス（後略）

廿七日（省略）

廿八日（省略）

廿九日（中略）○先日副島等へ忠告之民撰議院不要之書真

事志局へ投書ニ出ス

加藤は、建白書批判を、まず二六日に下野参議の一人である副島種臣宅に持参して開陳している。おそらく、その折のやりとりで、副島らが彼の批判に服する気色なしと判断したのであらう。二日おいて、二九日に「日新真事誌」に投稿したのである。

- (74)・(75)・(76)・(77) 「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」二九六頁。
(78)・(79)・(80)・(81)・(82) 同右二九七頁。
(83)・(84)・(85)・(86)・(87)・(88) 同右二九八頁。
(89) 同右二九七、二九八頁。
(90)・(91)・(92) 同右二九九頁。
(93) 拙著「地租改正と地方制度」山川出版社、一九九三年一〇月、第二編第三章「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」を参照。
(94) 前掲拙稿「大久保利通の憲法構想」(一)・(二)を参照。
(95) 「起原」三五八頁を参照。
(96) 「伊藤博文伝」上巻、八〇二頁。
(97) 日本史籍協会編「大久保利通文書」五、東京大学出版会、一九八三年九月(初版は一九二八年七月)、二四九頁。
(98) 同右二四六頁。
(99) 同右二七九、二八〇頁。
(100)・(101) 同右二八三頁。
(102) 「起原」三五八頁を参照。なお、伊丹重賢(青蓮院宮家土)は前官が司法少輔だったが、明治五(一八七二)年五月二四日付で左院中議官に任じ、同年一〇月八日付で左院二等議官に更任され、副議長伊地知欠勤中の明治六(一八七三)年一〇月三一日から同人出勤(十一月五日)後の十二月二四日までの間、副議長代理に任じている(「補任録」八一頁を参照)。また、高崎五六(鹿兒島土)は、明治五年四月九日付で置賜県参事から左院中議官に転じ、同年一〇月八日付で左院二等議官に更任している(同右八一頁を参照)。

(103)・(104) 「起原」三五八頁を参照。

(105) 日本史籍協会編「大久保利通日記」二、東京大学出版会、一九八三年七月(初版は一九二七年四月)、二三四、二三五頁を参照。

(106) 「大久保利通文書」五、三三六頁。

(107) 「大久保利通日記」二、二三六頁を参照。

(108) 同右二二七、二二八頁を参照。なお、「木戸孝允日記」二、四八九、四九〇頁も参照。大久保は二月一四日に九州へ出発している(「大久保利通日記」二、二四〇頁を参照)。

(109) 左院副議長伊地知正治は、正院内閣の政体取調専任参議の伊藤博文と寺島宗則の兩人に宛てた明治七(一八七四)年二月九日付の書翰でこう述べている(寺島宗則研究会編「寺島宗則関係資料集」下巻、地人社、一九八七年二月、四二二頁)。

昨日は松岡議官を以て法制、財務両課云々の御情実御吟味の処被仰聞、実に御手数数成上恐縮之至奉存候。右は御時勢至当之御儀と奉感佩仕候。基より左院に於ては何人か出席して何様の發論候共決議は衆議の多少に依候とやらにて聊差支も無之、殊に是迄之御用筋も取馴居候人々多人数集會致し呉候は便宜大幸之至に御坐候。就中御明察之通左院有限之定額故新しく取加候人数月給丈之処は何卒御賢慮を以て可然御取計被下度、右は私病氣今日迄は参朝之体無御坐候二付乍略事書中旁奉申上候。

大久保利通の九州出張が決定された二月八日、左院側の政体取調担当者だった松岡時敏の処遇が検討されていることが、松岡とともに政体取調に左院から参加していた伊地知に伝えられた。検討の内容は、どうも正院の法制課か財務課のどちらかへ転出させてはどうか、というものだったとみられる。伊地知は、「時勢」を考えると「至当」の処置だと、感謝の意を表している。さらに、左院の補充人事についても、多数決で議決するの人数が増えて議論が活発になっても何ら問題はないと賛成す

る一方、補充人事分の給与について左院の定額経費を増やして保障してほしいと要請している。

結果的には松岡は左院に残留することにはなるが、正院内閣でのその処遇の検討は、松岡が政体取調の協同作業に左院を代表して参加している必要がなくなつたことを意味していると思われる。また、左院の補充人事は、二月一二日付で達せられる職制と事務章程の全面改正による左院の刷新にもなつて順次実施されていくことになるものである。これを要するに、この二月八日の時点が一つのターニング・ポイントであつたことをうかがわせるのではあるまいか。

(110) 「左院沿革」三三三頁を参照。

(111) 「左院職制章程」(日本史籍協会編「太政官沿革志」五、東京大学出版会、一九八七年二月)七八頁。

(112) 同右八四頁。

(113) 「左院沿革」三三三―三三三二頁を参照。

(一九九八年七月二七日稿了)